

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

福島区役所
企画総務課
市民協働課
窓口サービス課
保健福祉課

1 日 時 令和8年3月9日（月） 午後2時～午後4時

2 場 所 福島区役所6階会議室

3 団 体 名 大阪社会保障推進協議会

4 協議等の趣旨 「2025年度大阪市24区キャラバン行動要望書について」

5 出席者

（団体側）

代表者 外13人

（本市）

福島区役所 23人

6 議 事

【介護保険について】（項目番号3）

《大阪社会保障推進協議会》

- ・介護事業所に対する利用者からのカスタマーハラスメントの件数は把握しているか。介護事業所はカスタマーハラスメントを受けた際には各事業所に対応するしかないのか。窓口や相談先はあるのか。
- ・カスタマーハラスメントがあるという事は支援困難であるという事につながるが、区役所では相談支援機関と連携して対応していないのか。
- ・要介護認定は申請から30日以内に決定となっているが守られているのか。30日以内、30日を超えている件数の内訳は把握しているか。認定調査員が不足していることはないのか。
- ・要介護認定率を下げるために何か取り組んでいるのか。
- ・補聴器購入助成費制度は区役所で申請は受け付けていないのか。申請件数は把握しているか。申請するためのハードルが高く、金額も少ないので改善するよう検討してほしい。区役所で申請受付できるようにしてほしい。

《福島区役所》

- ・現時点でカスタマーハラスメントの件数等の把握はしていない。介護事業所向けの相談先が大阪府にあるのでそちらでご相談いただきたい。
- ・高齢者への支援困難ケースの調整やケアマネージャーへの後方支援は地域包括支援センターで行っているが、カスタマーハラスメントに特化して対応しているわけではない。
- ・要介護認定までにかかる期間として30日以内に決定できていないケースはあり、主な理由としては意見書の徴取や申請者との日程調整に時間を要するためなどである。
今年度上半期の認定までの平均日数38.4日。30日以内の認定率21.9%。
認定調査員が不足しているようなことは現時点で情報は入っていない。
- ・要介護認定率については、区独自の取り組みではないが、大阪市として介護予防促進のため、「“すかい”プロジェクト」を進めている。
- ・補聴器購入助成について、区役所では書類は置いているが受付は大阪市役所の福祉局で行っている。申請件数は把握していない。

【医療・国民健康保険について】（項目番号4・5）

《大阪社会保障推進協議会》

- ・後期高齢者の資格確認証の交付が次年度からやり方が変わると聞いているがどのように変わるのか
- ・国民健康保険一部負担金減免について、大阪市で3件しかないのはいかがなものか。もっと周知をしてほしい。
- ・無料低額診療のビラを区役所の窓口においてほしい

《福島区役所》

- ・令和7年度は7月に全員一斉送付しているが、令和8年度については通知等が届いておらず方法は現時点で未定となっている。
- ・国民健康保険一部負担金減免については、他都市と大阪市で集計の仕方が異なるため、一概に大阪市が特別少ないということではないが、3件というのは確かに少ないと感じている。区役所としてもチラシ等を作成し、広報している。また、一時負担金の支払いに困っている方がおられる場合は、生活が困窮している可能性があるため、生活状況を良く聞き取ったうえで、生活保護や生活困窮者自立支援制度を案内している。
- ・無料低額診療のビラについては、内容を精査したうえで検討させていただく。

【健康診断について】（項目番号6）

《大阪社会保障推進協議会》

- ・大阪市の健康診断受診率は2024年度に26.3%でちょっとは上がってきているが、他と比べるとまだまだ低い状況である。健診項目が他の自治体と比べて少ないことや、健診自己負担金の関係等で受けないという声を聞くが、受診率が低いことはこれらが原因となっているのではないか。
- ・乳がん検診等が年1回夜間に健康診断を実施していると聞いているが40代・50代が何人受診しているか把握しているか。人数が多いのであれば回数を増やしてほしい。
- ・お年寄り等のスマートフォンが苦手な方への対応も検討してほしい。
- ・国保の健診対象者に健診のパンフレットを配布しているのか。

《福島区役所》

- ・健診の項目については、令和7年度からは特定検診の必須項目を新たに増やし見直しを図っており、今後も周知、広報活動を継続的に実施するとともに、健診内容の充実を図っていく。
- ・福島区で実施の夜間乳がん検診について、70名定員のところ、受診されたのは26名であった。
- ・健診パンフレットについては受診券送付時に同封している。

【生活保護について】（項目番号7）

《大阪社会保障推進協議会》

- ・生活保護についての最高裁判決の結果を踏まえ、どのように対応するか決まっているのか。原告は早く支給されるのか。
- ・生活保護受給者に西淀川区のフードバンクを受けることを勧めたが、福島区の担当者からはフードバンクや炊き出しを活用しないよう言われたとのことだった。どうということか。
- ・生活保護受給者の健康診断について、受給者証などを持ちかかりつけ医に持っていけば受けれる自治体があり、他区で検討しているような話を聞いているが来年度以降変わるようなことは聞いているか。
- ・令和6年度の福島区での健診受診人数が9名と少ない。

《福島区役所》

- ・最高裁判決に伴う対応については、今月説明会があるのでその際に詳細が分かる予定である。福島区には原告の方がいないが、大阪市として、原告の方に対しては3月中旬に支給すると聞いている。
- ・受給者には生活保護から食糧費等も含め支給しているので、原則生活保護費の中で

賄っていただくように伝えている。ただし、認定から初回の保護費支給日までの間はフードバンクの活用をいただく場合はある。

- ・現時点で来年度から変わるというような話は聞いていない。要望があることは福祉局を通じて健康局に伝えている。区の独自の取組として、来年度から対象者にチラシの配布など、周知を検討している。
- ・福島区受診者の人数は少ないが受診率が最低という訳ではない。ただ、これからも引き続き受診勧奨の取り組みを強めていく。

【保育・教育について】（項目番号 8）

《大阪社会保障推進協議会》

- ・大阪市の不登校児童の割合が 2024 年で中学校 9.55%、小学校 2.05%だが福島区の数字を把握しているか。
- ・各区役所で取り組んでいるこどもサポートネット推進員は何名いるのか。
- ・スクールカウンセラーは月に何回くらい学校を回っているのか。
- ・ヤングケアラーの人数は把握しているか。
- ・スクールソーシャルワーカーは本務職員なのか。

《福島区役所》

- ・具体的な数字は公表できないが少ない人数ではない。
- ・こどもサポート推進員 2 名、スクールソーシャルワーカー 2 名の 4 名体制で対応している。
- ・福島区では毎週と 2 週に 1 回の学校がある。
- ・小さい子のお世話をしているなど色々な相談の中で把握している。
- ・スクールソーシャルワーカーは教育委員会が採用しているが本務職員ではない。こどもサポートネット推進員は会計年度任用職員を採用している。

【防災について】（項目番号 10）

《大阪社会保障推進協議会》

- ・大開公園で現在工事をしており、雨水貯留浸透施設という看板が出ているがどういう目的で工事しているのか。福島区内で他に同様の工事をしているようなところは把握していないのか。
- ・大阪市の下水道で老朽化により、取り換えないといけないものが 3 割あると聞いているが福島区ではどれくらいあるのか。
- ・公園のトイレの近くには防犯カメラを設置しているのか。防犯カメラが設置されていない公園は今後設置されていくのか。
- ・防犯カメラ設置について、地域の要望はどのように出せばいいのか。個人ではどの

ように要望を出せばいいのか。

《福島区役所》

- ・工事の件については、区役所で把握しておらず建設局が管轄となると思われる。区内の同種の工事について、正確には把握していない。確認のうえ後日回答させていただく。
- ・下水道についても区役所では把握していないので、下水道所管部局に確認する。
- ・防犯カメラは全ての公園に設置している訳ではないが、福島区が独自で実施している事業として、例年地域に防犯カメラを各地域1カ所ずつ設置しており、公園に設置している防犯カメラもある。区役所の事業としては、地域の要望を聞いたうえで設置していく予定である。
なお、トイレの防犯という視点で設置されておらず、プライバシーの問題等もあり設置の予定はないと聞いている。
- ・月1回行政協力会という地域の代表者が集まって開催する会議があり、4月に地域へ設置希望場所の要望を聞いている。個人から設置要望があれば、区役所にお申し出いただければ地域へ伝えさせていただく。

【交通施策について】（項目番号12）

《大阪社会保障推進協議会》

- ・オンデマンドバスの1カ月の利用者数は把握しているか。

《福島区役所》

- ・具体の数字が手元にはないが運行台数は増えてきており、福島区でも利用者はかなり増加していると聞いている。

【その他について】（項目番号13）

《大阪社会保障推進協議会》

- ・民泊が増えているが苦情や相談の窓口はあるのか。
- ・区役所で民泊について相談できる窓口はあるのか。一般的に日常生活のごみや騒音について相談窓口は区役所にあるので、民泊に関連する案件も区役所で聞いてもらえないのか。
- ・大型ごみの不法投棄があった際は区役所に言えばいいのか。
- ・自転車専用道路に車が停まっていることがあるが警察に相談することになるのか。
- ・地面の道路標識が薄くなっている場合も警察に相談すればいいのか。
- ・アライグマの出没情報を区役所は把握しているのか。アライグマ等にかかる相談は区役所のどこの部署か。
- ・自転車のヘルメット費用を助成してくれる自治体もあるようなので大阪市も確認し

といてほしい。生活保護では費用は出ると聞いている。

《福島区役所》

- 大阪市保健所に違法民泊の相談窓口がある。
- ひとまず企画総務課企画推進担当に一度ご相談いただければ、ご相談はお聞きする。
その中で、民泊に関する案件は結果的に大阪市保健所を案内することになる。
- 大型ごみの不法投棄の相談窓口は環境事業センターですが、よくわからない場合は区役所にお問い合わせいただきたい。
- 自転車専用道路については警察へご相談いただきたい。
- 道路標識については、基本的には警察へご相談いただきたい。
- アライグマの情報は区役所にもたくさん入っている。区役所の保健福祉課健康推進担当にご相談いただきたい。
- 自転車ヘルメットについて生活保護で扶助できるかは確認のうえ、後日お伝えさせていただきます。